

史料紹介

中国第一歴史檔案館所蔵の『順天府檔案』について

小田 則子

はじめに

『順天府檔案』とは、清代の順天府及び所屬の州県に残された公文書の呼称である。清代の順天府は北京及び周辺の五州十九県を統括した。この檔案は、北京周辺の府州県の公文書で、省以下の下級官府に蓄積された檔案（地方檔案）である。^①

『順天府檔案』は、解放以前の華北農村社会史を考察するうえで、非常に重要な意味を持っている。『順天府檔案』の大きな特色は、近代の華北農村実態調査に準ずる村レベルの情報を、前近代において把握できる可能性を持つことにある。^②

第一に、この檔案には、州県と在地鄉村との間を媒介した原文書が残存し、里、村、家族など鄉村の基層レベルの情報を入手することが可能である。従来の地方志や文集史料よりも、小作関係

や差徭負担などに関して、農民生活により接近した記述を得ることが出来る。第二に、そうした基層レベルの情報を備えることによって、逆に清代の側から、近代の農村実態調査の内容を相対化し、異なる視野から検証できる素材でもある。例えば、近代における村落慣行や農村団体の特質に関する議論に対しては、清代の慣行や原基的な村の特質を考察する作業を通して、手掛りを提供出来るであろう。^③ 即ち『順天府檔案』は、清代における華北鄉村の実態認識を進めるだけでなく、近代の調査報告を補足し検証していく役割をも果たす史料であると考えられる。

本稿は、この『順天府檔案』から、今後、華北農村社会史の情報を入手するにあたり、まず史料としての基礎的、概括的な知見を得ることを課題としている。

清代の檔案は、従来、非常に限定された範囲でしか利用できな

かった。しかし一九八〇年代以降、史料集の出版が相次ぎ、檔案史料は身近なものとなった^④。現在では、その一部を閲覧する機会も不可能でなくなりつつある。とはいえ、『順天府檔案』はまだ広く共有されている史料ではない。この檔案を紹介し、史料的に考察しておくことは必要な作業であろう。

『順天府檔案』については、現在までに、P・C・C・ホアン氏、鄭秦氏、寺田浩明氏、蒲地典子氏が言及している。このなかで、寺田氏と蒲地氏がすでに部分的な紹介を行なっているが、全体を通観した考察はまだなされていない^⑤。

近年、檔案史料の閲覧が比較的に可能になり、『順天府檔案』の他にも幾つかの地方檔案を利用した研究が、相次いで発表されている。早くは『淡新檔案』を利用した戴炎輝氏、D・C・バックスボウム氏の研究があったが、九〇年代以降には、P・C・C・ホアン氏を中心とする論文集、M・A・アリー氏の著作が相次いで公表されている^⑥。

日本でも八〇年代後半以降に、『淡新檔案』を利用した滋賀秀三氏の業績と、国立国会図書館所蔵の『太湖庁檔案』を紹介した夫馬進氏の論考を得ている^⑦。

これらの地方檔案を利用した諸研究の特色は、何よりも裁判史料を中心に据えた考察にある。これは、『淡新檔案』『巴県檔案』

などのなかに、比較的に多数の訴訟案件や関連する文書が残されており、州県の裁判の手續きについて具体的な過程を知ることができるためである。現在、州県の檔案を利用した研究の焦点は、州県の訴訟や裁判の事例を通して、法規定が実際に運用された在り方を探ることにあるという^⑧。

しかし、華北の在地社会を考察する立場から『順天府檔案』に注目する本稿の関心は、自ずと異なったものである。本稿では、下級官府による統治活動の産物としての檔案に注目したい。州県の檔案は、鄉村や他の諸官府との文書のやりとりのなかで作成されたもので、訴訟や裁判もそうした官府の行政活動の一端に他ならない。

『順天府檔案』のなかには、訴状を含めた申請文書、保証書、承諾書など、鄉村から官府に提出された原文書、及び官府が発出した回覧文書、命令文書が多数残存している。一体、そうした文書を媒介として、鄉村と州県官府は、どのような関わりを持っていたのだろうか。檔案の文書から見れば、州県の鄉村行政はどのような姿を呈するだろうか。本稿では、こうした関心に基づき『順天府檔案』の文書を考察していきたいと思う。

① 第一歴史檔案館では「全宗原則」という方法で檔案を整理している。「全宗」とは、中央・地方の行政機関及び著名な個人の活動が形成し

た文書の總まり全体を指し、例えば、内閣全宗、軍機処全宗、廢帝溥儀全宗、順天府全宗などとなる。これは、現代中国における檔案の整理方法に進じたやり方で、特定機関や個人の記録が分散しないという長所がある（劉子揚「試論明清檔案管理工作必須堅持集中統一和按全宗管理兩項基本原則」『明清檔案与歴史研究——中国第一歴史檔案館六十周年記念論文集』上 中華書局 一九八八 年）。

「地方檔案」という呼称は、P. C. C. ホン氏が州県の檔案を「local archives」と呼んだ事例に倣ってなる（Philip C. C. Huang『The Peasant Economy and Social Change in North China』Stanford University Press 1985, pp. 50 参照）。筆者は一九九三年一月に『順天府檔案』を閲覧する機会を得た。閲覧箇所は、卷三六一卷四一、卷五四―卷二五一（この部分は乾隆同治の文書は全部閲覧したが、光緒、宣統の文書は部分的にしか見ていない）、卷一九六一卷三〇一、卷三〇六・卷三〇七、卷三三二・卷三三三である。『順天府檔案』は、一九九三年秋より再整理と補修、マイクロフィルム撮影のため、閲覧が停止されている。

② 例えば、拙稿「清代の華北農村における青苗会について——嘉慶年間以降の順天府宝坻県の事例より——」『史料』七八―一九九五、拙稿「十九世紀の順天府宝坻県における「村庄」と「村庄」連合——清代華北における農村組織の一考察——」『愛知大学国際問題研究所紀要』一〇七―一九九七。また注⑤蒲地論文参照。

③ 内山雅生『中国華北農村経済研究序説』金沢大学経済学部研究叢書一九九〇、注②拙稿参照。

④ 軍機処檔案、刑科題本、朱批奏摺など中央機関の檔案を収録した史料集とともに、地方檔案も幾つか出版されている。『淡新檔案選録行政編初集』（台湾文献叢刊一九九五）台湾銀行經濟研究室 一九七二、

『曲阜孔府檔案史料選編』一―十九冊 齊魯書社 一九八八、『孔府檔案選編』上・下 中華書局 一九八二、『清代乾嘉道巴鳳檔案選編』上 四川大學出版社 一九八九、『清代巴鳳檔案匯編（乾隆卷）』檔案出版社 一九九一 など。なお地方檔案でテーマ別に編集整理されたものは含んでいない。

⑤ Philip C. C. Huang, County Archives and the Study of Local Social History: Report of a Year's Research in China, *Modern China* 8-1 1982。黄宗智「從十九世紀宝坻県刑房檔案殘卷看清代国家政權与自然村的关系」『明清檔案与歴史研究——中国第一歴史檔案館六十周年記念論文集』下 中華書局 一九八八、鄭秦「清代司法審判制度研究」特に第六章 湖南教育出版社 一九八七、同「清代州縣審判試析」『清史論叢』八 一九九一。寺田浩明「宝坻県檔案と乾隆題本——中国第一歴史檔案館見聞記——」『東洋法制史研究会通信』四 一九八九。蒲地典子「清季華北の「郷保」の任免——中国第一歴史檔案館蔵『順天府全宗』宝坻県檔案史料の紹介を兼ねて」『近代中国研究叢報』十七 一九九五。同「清末華北における郷保の敲詐・勒索」『近代中国研究叢報』十九 一九九七。

⑥ 戴炎輝「清代台湾之郷治」（台湾研究叢刊）聯経出版 一九八四、同「清代台湾における訴訟手続きについて——淡新檔案を資料として——」『国家学会雜誌』八一―三・四 一九六八。David C. Buxbaum, 'Some Aspects of Civil Procedure and Practice at the Trial Level in Tanshui and Hsinchu from 1789 to 1895', *Journal of Asian Studies* 30-2 1971. 他に八〇年代の『Madeline Zelin, The Right of Tenant in Mid-Qing Szechuan: A Study of Land-Related Lawsuits in the Baxian Archives', *Journal of Asian Studies* 45-3 1986 がある。

九〇年代の業績には、Philip C. C. Huang, *Between Informal Mediation and Formal Adjudication: The Third Realm of Qing Civil Justice*, *Modern China* 19-3 1993. Kathryn Bernhardt and Philip C. C. Huang eds., *Civil Law in Qing and Republican China*, Stanford University Press 1994. Mark A. Allee, *Law and Local Society in Late Imperial China: Northern Taiwan in the Nineteenth Century*, Stanford University Press 1994.

⑦ 滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現われる文書の類型——」『島田正郎博士頌寿記念論集 東洋法史の探求』汲古書院一九八七、同「清代州縣衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として——」『法制史研究』三七 一九八七。夫馬進「国会図書館蔵太湖庁檔案に見る訴訟と裁判の実際——その初歩的知見——」『中国出土文字資料の基礎的研究』（平成四年度科学研究費補助金総合研究A研究成果報告書）一九九三。他に、唐沢靖彦「話す」と書くことのはざま——清代裁判文書における供述書のテクスト性——『中国—社会と文化』一〇 一九九五。

⑧ 例えば、注⑥ 1994 Kathryn Bernhardt, Philip C. C. Huang ed. 所収の諸論文、寺田浩明氏書評（『東洋史研究』五四—四 一九九六）参照。

一 『順天府檔案』の概略

第一歴史檔案館には、地方官府の檔案が九つ所蔵されている。『順天府檔案』は、その一つである。

『順天府檔案』は、解放後に第一歴史檔案館に接収された。檔

案の整理は、一九七四年末から七五年の秋頃まで、約七カ月間をかけて行なわれたという。^①現在使用されている「順天府全宗案巻目録」は、この時に作成されたものである。目録では、文書の内容を考慮して、全体を十四の項目に分類している（表1参照）。この目録はすでに寺田浩明氏が紹介しているが、論述の都合上、再度引用しておくこととする。

表1 順天府全宗案巻目録

番号	内容	巻	数量(巻)
1	職官官制	巻 1～巻23	23
2	民政警務	24～51	28
3	憲政	52～53	2
4	法律訟詞	54～245	192
5	銀庄革命運動	246～251	6
6	軍務	252～272	21
7	財政金融	273～301	29
8	工業交通	302～304	3
9	農林商務	305～314	10
10	外交往來	315～316	2
11	伝教教案	317	1
12	礼儀	318～320	3
13	文教衛生	321～323	3
14	其他	324～333	10

『順天府檔案』の史料の総数は、二三〇巻、一万三二五七件である。^②ちなみに、『淡新檔案』の案巻の総数は一一六三案^③、『巴県檔案』の史料の総数は一〇万三〇〇〇余件である。檔案の数え方

は各々、整理された方式によって「案」「件」と異なるため、他の地方檔案と比較することは難しいが、『順天府檔案』は、『淡新檔案』よりも多く、『巴県檔案』に比べるとかなり少ない規模ではないかと見当をつけることができる。以下、(1)文書の内容、(2)所属機関、(3)文書の年代、を他の地方檔案と比較しつつ見てみよう。

(1) 文書の内容

表1の目録を見ると、4「法律訟詞」に分類された文書群が非常に多いことがわかる。「法律訟詞」に分類されているのは、聴獄、訴訟に関連する案件で、郷村から官府へ決裁を願った文書、官府が差役に与えた指示をはじめ、監獄の運営及び犯罪人の取り扱いの記録なども含まれている。しかしその大部分（巻九五―巻二四五）は、「戸婚田土錢債」「偷盜」「開墾」の訴訟案件である。訴訟案件は巻数にして、『順天府檔案』全体の約四五%を占めている。

『淡新檔案』の場合、案巻総数の五〇%が「民事」編、「刑事」編と分類されている。^⑥『巴県檔案』でも、「民事・刑事訴訟を含めて状紙・簽票・傳票・堂訊記録・口述・判語・結状などは、全部の檔案の八〇%をほぼ占める」と報告されている。^⑦州県の檔案のなかに、多数の訴訟案件が含まれることがわかる。

その一方で、民間の聴獄、訴訟とは関係ない文書も一定数残存している。『順天府檔案』の約半分は、主に官庁機関で行文移牒された照会文書、行政運営に関連した帳簿類や地図などである。

また、『淡新檔案』の「行政」編に分類された案巻は、五〇%弱を占めているし、史料総数が圧倒的に少ない『太湖庁檔案』の場合でも、全三一件のうち七件は、蘇州府への米価の報告や獄吏の役食銀の申請など、行政の運営についての案件である。^⑧訴訟案件など刑房の文書ではなく、烟戸冊や編審冊など戸房の文書が多く残存すると推測される檔案の事例もある。^⑩

州県の檔案の内容については、なお慎重に事例を重ねる必要があるだろう。

(2) 所属機関

表2は、順天府の行政区画の変遷を示したものである。表2からわかるように、順天府は乾隆年間以降、京県二つを含めて五州、十九県を統括した。「順天府全宗案巻目録」に記載された細目の見出しでは、順天府、昌平州、通州、薊州、宛平県、房山県、武清県、宝坻県、寧河県、定興県、豊潤県、密雲県、懷柔県、永清県といった諸州県を冠した檔案の存在が示されている。

このうち、北京の城市に相当する京県の文書は、宛平県のものが僅かに見られるだけである。また順天府、四路庁の文書も多数

表2 清代における順天府の行政区画の変遷

年代	行政区画の変遷・その他
順治元年(1644)	京師に府尹・府丞・治中を置く。〔領県〕大興県・宛平県(京県)同時に、遵化県に順天巡撫を駐劄させる。
康熙元年(1662)	順天巡撫を裁去。
康熙15年(1676)	昌平州など19州県を順天府の直属とする。 遵化県を州に升格させ直属とする。
康熙27年(1688)	直隸総督于成龍の奏議により、四路捕盜同知を設置。 これ以降、東・西・南・北の四路庁が州県を分掌する。
雍正6年(1728)	通州・霸州・琢州・昌平州・遵化州所属の各県を順天府の直属とする 〔領州・県〕通州・霸州・琢州・昌平州・薊州・遵化州・ 大興県・宛平県・良郷県・固安県・永清県・東安県・ 香河県・三河県・武清県・宝坻県・順義県・密雲県・ 懷柔県・房山県・文安県・大城県・保定県
雍正9年(1731)	宝坻県を分かち寧河県を置く。
乾隆8年(1743)	遵化州を直隸州とし直隸省に直属させる。これ以降順天府は、 5州19県(京県2つを含む)及び四路庁同治を統括。 〔領州・県〕西路庁——琢州・大興県・宛平県・良郷県・房山県 南路庁——霸州・固安県・永清県・東安県・文安県・大城 県・保定県 東路庁——通州・薊州・三河県・宝坻県・武清県・香河県・ 寧河県 北路庁——昌平州・順義県・密雲県・懷柔県・平谷県
光緒年間(1875~1908)	憲政籌備処・統計処・警備処・学務総匯処・提督巡撫総局を増設 ⁽¹⁾
宣統年間(1908~1911)	「順天府衙門分科自治章程」を擬定。 六科(総務科・民政科・学務科・司法科・勸業科)の設置をはかる ⁽²⁾ 。

史料：『清史稿』巻54・地理1、巻116・職官3。『清会典事例』巻148、巻1090。

光緒『順天府志』巻35・地理17。

(1)・(2)は、劉子揚編『清代地方官制考』277~278頁 紫禁城出版社 1988による。

とは言えない。文書の大部分は、北京近郊の州県のものである。特に、最も多数の檔案が残存するのは、北京の東に位置する宝坻県である。先の4「法律訟詞」の文書はほとんど宝坻県のもので、「法律訟詞」だけでも『順天府檔案』の巻数の五七%を占めている。さらに、宝坻県の文書は他の巻にも分散して含まれており、他の州県に比べて、その総数は圧倒的に多い。

『順天府檔案』には、順天府の文書よりも、州県の文書が多く残存している。

(3) 文書の年代

最も古い文書は雍正二年(一七二四)のもので、乾隆年間(一七三六~一七九五)の文書も若干残存している。しかし大部分は、嘉慶年間以降、宣統末年(一七九六~一九一一)の文書である。

第一歴史檔案館の編纂による『館藏檔案概述』では、「順天府全宗檔案は、基本的には同治朝(一八六二~一八七四)以降のものであ

表3 「法律訟詞」の年代別の数値

年代	巻数 ¹⁾ A (%)	年数B	残存率 A/B
乾隆 (1736-1795)	— ⁽²⁾ —		
嘉慶 (1796-1820)	16.5 (11.2%)	25	0.66
道光 (1821-1850)	45.5 (31.0%)	30	1.52
咸豊 (1851-1861)	14 (9.5%)	11	1.27
同治 (1862-1874)	16.5 (11.2%)	13	1.26
光緒・宣統 (1875-1911)	54.5 (37.1%)	37	1.47
合計	147 100.0%		

(1) 「法律訟詞」巻78～巻245の史料の年代を整理した。このなかには、嘉慶～宣統、道光～宣統などと、三つ以上の年代に及ぶものが13巻あるが、それらは除外した。1巻が嘉慶～道光、道光～咸豊などと二つの年代に及ぶ場合は、各年代について0.5と数えた。1巻には、20～30件の案件が含まれている。

(2) 第95巻、第121巻、第180巻に若干残存するのみである。

る」と解説している。確かに、3「憲政」は光緒期（一八七五～一九〇八）、10「外交往来」は主に同治期以降（一八六二～一九一一）の文書である。しかし管見の限りでは、整理された項目によつて、十九世紀前半或いは前近代を推測し得る史料がかなり残されている。

表3は巻七八～巻二四五の部分を、年代別に整理したものである。『順天府檔案』の一つの巻には、多くの場合、嘉慶～宣統、乾隆～宣統などと複数年代の文書が混在している。また一つの巻の内部は、ほとんど未整理の状態である。このため、檔案全体について文書の年代を数量的に把握することは難しい。そのなかで、巻七八～巻二四五の部分は各巻ごとに年代を特定することが比較的可能な部分である。表3の結果は「法律訟詞」に限定されたものだが、また同一項目の文書という統一性を備えている。

表3では、嘉慶～宣統の各年代の文書が見られる。嘉慶年間（一七九六～一八二〇）の残存率がやや低い、道光年間（一八一七～一八五〇）以降はほぼ同様で、年代が古いから残存率が悪いという傾向は特に見られない。

『淡新檔案』では、嘉慶、道光（一七九六～一八五〇）の案件が非常に少なく、『順天府檔案』より、史料の時期はやや遅い。

「主として咸豊・同治・光緒（一八五二～一九〇八）のもの、特に光緒期（一八七五～一九〇八）の案件が圧倒的に多い」という。『巴県檔案』の場合、乾隆二年～民国三十年（一七五七～一九四一）まで広く残存している。道光から光緒年間（一八二二～一九〇八）の史料が多数を占めるが、乾隆、嘉慶（一七五七～一八二〇）の文書も全体の十一％に達する。他に、康熙四五年～乾隆

三六年（一七〇六―七二）の、まとまった編審冊の存在を伝える檔案もある。^⑭

地方檔案の大部分は、十九世紀の文書と考えられるが、十八世紀の文書も比較的に残存していることがわかる。

以上、「順天府檔案」の概略を述べてきた。次節以下では、文書の特色を考察する作業に移ろう。

① 「順天府檔案」の整理工作に携わった陳謙儀女史のお話にもとづく。一九九五年二月二十八日、第一歴史檔案館にて説明をうかがう機会を得た。檔案の整理は七―八人のスタッフが担当し、常時作業に携わったのは二―三人だったという。現在進行中である。「順天府檔案」の補修と再整理の作業では、従来の分類項目（表1）は変化させず、基本的に「巻」の内部を再整理する方針であるとのことだった。

② この数字は、「順天府全宗卷目録」に記された各巻の史料件数を合算したものである。一件の檔案は通常、複数の文書から成立し、輿地図、簿冊、訴訟案件など様式と分量は一定でない。

③ 前掲「淡新檔案選録行政編初集」第一冊、弁言。

④ この数字は、伍仕謙「関于巴県檔案」『中国史研究動態』四 一九七九に依拠している。なお、比較的新しい「清代乾嘉道巴県檔案選編」上（前掲）序言、「清代巴県檔案匯編（乾隆卷）」（前掲）緒論では、清代の檔案総数を一万三〇〇余巻と記している。伍仕謙氏は、同一の出来事に関する一連の文書、分断できない一続きの文書を一件と数えており、原則的に「順天府檔案」の一件の数え方と同様と推測される。「巴県檔案」については他に、張仲仁・李榮忠「歴史的現珍——清代四川巴県檔案」『歴史檔案』一九八六一 参照。

⑤ 「淡新檔案」では「案卷」「案」が一件文書であり、「順天府檔案」の「案件」或いは「件」に相当する（前掲寺田論文参照）。「順天府檔案」の「巻」は整理と保管の都合上、便宜的に作られた檔案案件のまとまりである。

⑥ 前掲「淡新檔案選録行政編初集」第一冊、弁言。

⑦ 前掲伍仕謙論文。

⑧ 前掲「淡新檔案選録行政編初集」第一冊、弁言。

⑨ 「太湖理民府文件」第一―五・第七・第九（国立国会図書館漢籍目録）国立国会図書館 一九八七 二八七頁。

⑩ 潘詰氏、江太新氏らの論考に引用された河北省「獲鹿県檔案」の史料は、ほとんど編審冊・烟戸冊など戸房の文書である。潘詰・唐世儒「獲鹿県編審冊初歩研究」『清史研究集』三 一九八二、江太新「從清代獲鹿県檔案看庶民地主的發展」『中国社会経済史研究』（厦門大学）一九九一―、江太新「清代獲鹿県人口試探」『中国社会経済史研究』（中国社会科学院経済研究所）一九九一― 参照。

⑪ 中国第一歴史檔案館編『中国第一歴史檔案館藏檔案概述』檔案出版社 一九八五 一七七頁。

⑫ 前掲滋賀論文「淡新檔案の初歩的知識」二五三頁。

⑬ 前掲伍仕謙論文掲載の「巴県檔案分類数量統計表」による。

⑭ 前掲江太新論文「從清代獲鹿県檔案看庶民地主的發展」参照。

二 「順天府檔案」の文書

「順天府檔案」は、府、州、県と鄉村の文書から成立している。「順天府全宗案卷目録」の細目には、以下の文書様式を見いだす

ことができる。

①順天府、四路庁、州県の間における往来文書（「申文」「呈文」「咨文」など）、②州県の行政資料となる帳簿、記録、地図（「清冊」「賬簿」「表」「輿地図」など）、③州県官府が鄉村に派遣する差役に与えた指令書及びその原稿、復命書（「稟稿」「諭稿」「稟」）、④官府が鄉村に与えた伝達文（「示」「告示」）、⑤鄉村から官府へ決裁を願ひ出した訴状、申請書など（「稟」「呈」「状」）、⑥鄉村から官府に提出された保証書、誓約書、領収書など（「保状」「甘結」「認状」「交状」）、⑦民間の契約文書（「地契約」「借約」「分家單」）など、である。^①

これらは、文書の作成、発出、收受の手続きから、府、州、県における行文移牒の往来文書（①）、行政資料や運営の記録（②）、州県と在地鄉村との間で交わされた文書（③～⑥）、鄉村で通用した文書（⑦）と区分することができる。このなかで、州県官府の統治が鄉村と接触する過程で作成された文書、及び鄉村から官府に願ひ出した文書（③～⑦）は、地方檔案を特色づけるものと考えられる。

なお、契約文書は、従来、民間で作成され通用する文書である。何らかの必要があり官府に提出されることによって、檔案に残存したと推測される。^②『清代乾嘉道巴県檔案選編』ではかなり多数

の契約文書が紹介されているが、^③『順天府檔案』に含まれる契約文書は非常に少ない。

以上の檔案の文書は、多くの場合、一連の出来事の記録（案件）として残存している（第四節参照）。例えば、「窩鋪」（番小屋）を建て「支更夫」（夜回り人夫）を選び「打更」（夜回り）を指示する案件では、順天府四路庁から各県への指示、各県から鄉村の首事人への通達、首事人から県へ実施状況を回答する報告、県から首事人への再度の通達、県から四路庁への報告、といった具合に、複数の文書が出来事の経緯に沿って残存している（巻四〇・宝坻県等、爲遵諭飭属設立窩鋪拔夫支更巡查問題、及稟報辦理狀況の札・稟等）。

文書の作成、発出、收受が鄉村の側にある文書（③～⑥）は、州県行政の多様な案件のなかに現れる。

例えば、訴訟案件はその最も代表的なものと考えることができる。先に述べたように、『順天府檔案』の場合、「戸婚田土錢債」「偷盜」「鬪毆」の案は、巻九五～巻二四五を占め、檔案全体の四五％に相当していた。

また「法律訟詞」の部分には、訴訟案件以外に、郷保の交替と選任に関する案件が含まれている。これらの案件は、差役が郷保、書手、車領、^④首事人に与えた通達、郷保や首事人が州県へ提出し

た報告や誓約書を多数残している（巻八七―巻九四・順天府宝坻県等、関于辦理所属郷保・首事・書手等人的選舉撤換等問題的附件）。

さらにこの他にも、州県と郷村との対応を反映した文書や案件を幾つか挙げる事ができる。例えば、団練保甲の実施について里から州県に報告した案件（巻三七・「宝坻県」興保里首事李椿等、関于稟報拳辦團練保甲的稟文、及某県編牌保甲条規）、州県の様々な告示や、郷村から州県に告示の通達を請求する案件（巻四一・宝坻県等、関于出示曉諭鎮庄地方廟會維持治安、查禁窩娼聚賭、查拿盜賊、禁火禁牧禁拾田禾等問題的告示、請發告示的稟文）などである。

州県が直接に郷村と接触した形跡を留める文書、案件は、『順天府檔案』の相当の部分に残存し、地方檔案の中心的内容と捉えることができる。これらの文書、案件には、県以下の里、保、村レベルの動向が残されている。以下第三節、第四節では、そうした文書の様式、案件の形態を見ていくこととしよう。

① 手元に記録のあるものの中から挙げれば、①には、巻三九・順天府警務処等、関于調查順属衙署・局所人数、各地戸口的札稿・呈・清冊等、巻六五―巻七七・順天府宝坻県等、関于辦理民刑案犯的流徙逮捕等問題的求往文件、巻三〇六・順天府知中等、會議各州県捕蝗出力

各員請獎、及各属呈報捕蝗狀況的稟等、巻三〇七・東路厅宝坻県等、為申報所属秋夏被水域実数、及 緩帶徵事理順天府尹的申文・印結・清冊。など。②には、巻三六・定興・宝坻県造送県属全境與圖、巻二九九・房山県等、関于辦理旗地的統計換照等問題的清冊・表等、巻三〇一・懷柔県等、関于辦理地丁錢糧・書院膏火租錢的徵收問題清冊・賬簿等、巻三三一・宝坻県等刑房稽稿・稽票簿、など。③④⑤は、巻三七・「宝坻県」興保里首事李椿等、関于稟報拳辦團練保甲的稟文、及某県編牌保甲条規、巻九五―巻一〇八・順天府宝坻県、関于土地・地租糾紛方面的案卷、巻二四七・宝坻県等、為呈報境內查拿逆犯劉成章・祝現、并鎮庄伝習江湖會・無為教・天主教等狀況的稟申及告示等、など。⑦は、巻三三二・民戸到典房地契約、借契、分家單。

② 『順天府檔案』の契約文書は、注①巻三三二の他に、巻九五―巻二四五の訴訟案件のなかに含まれている。訴訟案件に含まれるものは、訴状に添付されて証拠や説明の役割を果たしたと考えられる（前掲滋賀論文「淡新檔案の初歩的知識」二六四頁）。訴訟案件に添付された民間の「合同」の事例は、前掲拙稿「十九世紀の順天府宝坻県における「村庄」と「村庄」連合」参照。

③ 前掲「清代乾嘉道巴県檔案選編」上 各類土地房産契約（六七頁―一四一頁）、煤・各類契約（二五七頁―二七七頁）。

④ 最も事例の多い宝坻県の場合、里ごとに郷保、書手、車領、幫辦があり、保、甲に甲長、牌頭があった。首事人は、従来自生的な郷村の世話役で、ほぼ村ごとに複数名確認でき、里、保、甲の職役たちとともに徵稅、辦差、治安維持などを補助した。前掲拙稿「清代の華北農村における青苗会について」参照。

⑤ 里において治安維持と徵稅に当たった（「查郷保一役、有稽察地方承催租糧之責」）。その任免は官府の許可を必要とした。

⑥ 里において差徭の徴収に当たった。順天府には「陵差」と呼ばれる車輜や馬匹を提供する差徭があり（「陵差車輜、則旗三、民七、其大較也。夫與車而外、若騾、若馬、若驢、……」光緒十（一八八四）年刊『順天府志』卷五一・食貨三）、車領という名称はこれに由来すると考えられる。帮辦は、車領の補助役である。

三 郷村の檔案——文書の様式と規格

中央・地方の諸官府の公文には、發文と收受、様式や規格について使用し得る範囲があった^①。郷村と官府との間でやりとりされた文書にも、一定の使い分けが認められる。表4は、發文、收受した者が郷村の側にある文書を整理したものである。現在、『順天府檔案』全体を厳密に検索する作業は実現していないので、表4は「法律訟詞」と他の幾つかの部分に基づく限定的な所見である。しかし、中央の上奏や諸官府の行文移牒の様式に比べて、在地郷村に到達する檔案については、まだ十分に報告されていないと思われる^②。これらを整理しておくことは必要な手続きだろう。

郷村から官府に提出される文書（上行文書）は、「稟」「呈」「状」と称され、二種類の異なる文書サイズが使用されている。通常、農民が「戸婚田土錢債」を争い、官府に決裁を願い出る訴訟の文書は、「呈」「状」と称することが多い。折り疊んだ時に表紙となる文書の冒頭中央に「呈状」とあり、文面の最初の字句は

表4 郷村の檔案

	文書様式	発文者	→ 収文者
上行文書	稟	郷保、書手、車領、牌頭、甲長	→ 州県
		科擧の資格取得者	→ 州県
	呈	農民	→ 州県
		首事人、牌頭、甲長 科擧の資格取得者	→ 州県
下行文書	状	農民	→ 州県
	保状・認状	農民	→ 州県
	結状・交状	郷保、牌頭、甲長、首事人	→ 州県
下行文書	示 [示稿] 論 [論稿]	州県	→ 郷保、牌頭、甲長、首事人
	票 [票稿]	州県	→ 差役 (→ 郷保、農民)

「呈」乃至は「状」である。状況に応じて「稟」と称した^③。これに対して、郷保、書手、車領、甲長、牌頭など、官府と郷村を介する者が、催科、辦差、打更、禁賭など職務について報告し差し出す文書は「稟」である。

「状」は、文書の内容によって、「保状」（保証書）、「認状」

（承諾書）、「結状」（誓約書）、「交状」（引渡し証明書）などがある。これら証書類の「状」は農民、官府と郷村を仲介する者のいずれからも提出される。

一方、監生・生員など科擧の資格取得者が官府に差し出す文書は、「稟」乃至は「呈」である。訴訟の過程で当事者の周囲の者が調停し、「息訟」（訴訟の取り消し）を申し立てる文書も、「稟」「呈」である。「息訟」の申し立ては連名であることが多く、首事人、族長など郷村の世話役や有力者、科擧の資格取得者が申し立てに名を連ねる場合がある。^④

さらに厳密な観察が必要であるが、凡そ「稟」は、官府の職務に関わる内容や、訴訟を調停したり、里や村庄の問題を代表するなど、^⑤公的な立場と周囲が見なした自認する者が提出する文書で使用される傾向があったと考えられる。「呈」は、官府への申し立て文書の一般的な様式と見当をつけることができる。^⑥

上行文書の規格とサイズは次の通りである。第一は訴状の状紙である。『順天府檔案』の訴状は、縦幅が三二cm、日付部分までの横幅が約八五cmで、『淡新檔案』『太湖庁檔案』に準じた規格用紙の書式を確認できる。訴えを記す柙目部分は、二五字×一二行（三〇〇字）で、この後に「原告、被告、干証」、やや離れて「正堂 批」の文字、さらに日付位置が予め印刷されている。^⑦

この規格用紙は、農民の訴訟一般（「呈」状）、「息訟」の申し立て（「稟」「呈」）に加えて、牌頭や首事人が村庄や里全体の問題を官府に訴える場合にも使用されている。例えば、悪質な郷保が不当に就任し続けているという訴えや、^⑧賭博を禁止する布告を官府に請求する場合は、規格用紙の書式が使用されて「稟」である。訴状の状紙は、農民の私的な諍いだけでなく、首事人や族長など郷村の世話役や有力者の申し立てを含めて、民間の側にある者が広く官府に決裁を願い出る書式だったと考えられる。

第二は「保状」「認状」「結状」などの証書類の規格である。『順天府檔案』では、証書類は、訴状と同様に縦幅三二cmである檔案に残る証書類は多くの場合、罫線のみが印刷された用紙に記されていた。

第三は、縦幅が二四cm程度と狭く、升目も罫線もない白紙の書式である。この書式は郷保、書手、車領など官府と郷村を仲介する者が職務について報告する「稟」、差役が官府に職務の遂行を報告する復命書で使用されている。文書の冒頭四分の程度が折り疊んだ時に表紙となるよう空白とされ、中央に「稟」と記される。この書式は、官府の職務に関わる内容、或いは官府の側にいる者が文書を提出する時の書式だったと推測される。

上行文書を含めて官府への来文は、提出された原文書が残存す

る。これに対して官府からの發文は、原則として当該文書は發出されて残らず、最終原稿が檔案に残存する。従って、表4の下行文書は、檔案では「稿」である。

下行文書の検索はなお不十分であるが、官府から郷村に伝達された文書には「示」「諭」があった。それらの文書は、差役の手で郷村の郷保、首事人などに伝達された。また、官府が差役に与えた命令書に「票」があった^⑭。差役の復命書から窺われる「票」の内容は、訴訟の当事者に対し尋問聴取に待機することを求めた指示、郷保に辦差を督促するもの、郷保と首事人に対して堤埝の修築を指示するものなど幅広い^⑮。

これら檔案に綴られた「票稿」「諭稿」などは、縦幅が二四cmの狭い文書である。この他に、訴訟案件に含まれる開廷の際の「名單」「覆名單」や、走り書きされた尋問調書も同様の書式である。縦幅の狭い文書は、官府で通用した様式と推測できるだろう^⑯。

以上、上行文書については、次のようにまとめることができる。「稟」「呈」「状」の様式、及び文書の規格・サイズの使い分けは、民間と官とを両極として、提出者の立場や文書の内容に応じて選択されたと考えられる。民間と官という区別は、私的な訴えと、村庄や里全体の利益に関わる申し立て及び官府の業務、と置き換

えることもできるだろう。

① 例えば、倪道善「明清檔案概論」四川大學出版社 一九九〇 第七章など。

② 滋賀秀三氏が、訴訟案件について文書の様式と規格を考察しているのがほとんど唯一の事例である（前掲滋賀論文「淡新檔案の初歩的知識」）。

③ 一般の農民が訴状で「稟」と称する場合、二度目の申し立てでの切迫した気持ちや、訴えの重大性を強調しているものと推測される。例えば、表5(a)の②④など。

④ 例えば、卷一五三「具稟、請息人生員白兆麟・武生陳國樑・旗人黃宗舜・賈立昌」、卷一九八「具稟請息、生員王振東、民人白鳳先」など。また表5(a)の⑥⑨参照。

⑤ 卷一三三「具稟、和樂里幫辦王秀如・閔靜遠・監生王漢五・王玉堂・閔文礼・謝美生・郷保張明遠、爲稟明派差不公、叩 恩俯念、里窄民窮、恩准減辦馬差事。」この訴状は、和樂里における「辦馬差事」（馬匹を供出する差徭）の軽減を求めている。また卷一五六「具稟、嘉善里各庄首事人張美一、孫福安、田祥、杜士彦、楊巨川、……（十三名略）……郷保張起發、即張玉起、爲串謀飾詞、妄稟陷害里民、懇恩作主斧斷准保郷辦公事」この訴状は、首事人張美一等が公学した郷保張起發以外に、不正に郷保に充当しようとする者があることを訴えている。

⑥ 「稟」「呈」「状」は公文の様式でもある。いずれも上行文書で、「稟」は本来下級官員が上官に差し出す私的な文書、「呈文」は宋代に始まる様式で「呈状」と称した。清代には「稟」は州県・總督・巡撫など、「呈文」は提督・兵部、道・府・布政使などで使用された。「状」は本来、事実や真相を説明するという意味で、清代には一般民

衆が投訴する場合の文書の形式である（朱金甫「典章制度辭解選登」
『歴史檔案』一九八七―二・三、前掲倪道善「明清檔案概論」一四三頁、滋賀秀三「清代中国の法と裁判」創文社一九八四、四七頁・註一〇五）。

⑦ 「順天府檔案」を含め地方檔案の訴状は、文書のサイズ、目目の字数、予め印刷された不動文字の体裁などについて、よく似た規格が認められる（前掲滋賀論文「淡新檔案の初歩的知識」、前掲夫馬論文、参照）。

⑧ 卷一三「具稟、得義里城城庄牌頭楊貴臣、民人樊德章、白玉德、爲坑 批不遵、私行拳報鄉保、叩 恩電覽訊究事」。卷二七「具呈、首事民人劉運昌・劉開元・王奉先・張美平・劉玉如・韓万瑞・王有祿・王宝恒・劉光壁等。……切。本庄徐得太、徐得康弟兄、倚仗素強、兼侍伊子姪徐仲文充當儒學門斗、欺庄庄衆、無人敢惹」村内の乱暴者の処罰を訴えている。また注⑤参照。

⑨ 卷一七「尚節里商汪店庄民人李文洋、好礼里西広林木庄郷保杜敬和、稟請賞示嚴禁賭博卷」。

⑩ 「淡新檔案」では、訴状の状紙は縦幅三三 cm、証書類は四〇 cm、指令書の原稿、差役の復命書、法廷記録は概ね二五 cm と報告がある（前掲滋賀論文「淡新檔案の初歩的知識」）。『太湖庁檔案』は、訴状の状紙が縦幅三三 cm、証書類は二八 cm、差役の「稟」、蘇州府から太湖庁への「関文」「札」などは二五 cm だった（太湖理民府文件「第一一六、第一八一―二五）。訴状の状紙と官府の文書のサイズは、「順天府檔案」を含めて大きく異なっていない。また証書類は、いずれの場合も官府の文書に比較して大判である。

⑪ 前掲滋賀論文「淡新檔案の初歩的知識」。

⑫ 「論」「稟」は公文の様式でもある。「論」は、清代、官府の長官が

配下に曉諭する時の様式、「稟」は派遣された官吏が公務を執行する証拠とした文書で、「兵稟」「火稟」「差稟」などがあつた。「示」は、地方長官が配下の官吏、人民に通知する様式で、官吏など狭い範囲に通知するものが「示」、広く人民に知らせるものが「告示」という。（前掲倪道善「明清檔案概論」一四七―四八頁。朱金甫「典章制度辭解選登」『歴史檔案』一九八八―一・三）。

⑬ 手元に「稟稿」の記録を欠いているので、差役の復命の「稟」から示す。卷九五「具稟、壯頭劉進忠、快頭□永安、皂頭□廷良。爲回明事。切。蒙票差役等將民人許善詩具稟堂弟許善會等觀音庵香火地畝全行霸種……各等情、案内人等伝齊候訊等因」。卷九〇「具稟、快頭白全五、撥役李太。爲回明事。切。奉票承催鄉保、採買号車・柴束・天棚・席片、並拉運當米車領等因」。卷九一「具稟、壯頭王福三。爲回明事。切。奉票防令郷保馬德三、会同首事、修築袖針河堤埝等因」。

⑭ 「稟」や「告示」の原文書は、大判である。前掲滋賀論文「淡新檔案の初歩的知識」二六六頁。

四 郷村の檔案——案件

ある事項に付随して作成される文書は、時間の経過に従つて蓄積され、案件（文書ファイル）を形成する。檔案は案件の形態で保存されている。表5はそうした案件の構成の事例である。表5の(a)は訴訟案件、(b)は行政業務の案件である。訴訟案件と行政業務の案件は、「法律訟詞」に一般的に見られるものである。

『順天府檔案』の訴訟案件そのものは、まだ十分に考察されて

表5 檔案案件の構成

<p>(a) 道光2年(1822)尹有祥が尹有度に辱罵殴打された一件 (卷215)</p>
<p>① 訴状：「具状、民人尹兆熊、年二十九歳、住興保里尹家庄」 ② 訴状：「具稟、案下民人尹兆熊」 ③ 訴状：「具状、武生尹有瑞、年三十七歳、住興保里尹家庄」 ④ 訴状：「具稟、民人尹有度、年五十三歳、住興保里尹家庄」 ⑤ 差役の復命書：「具稟、快役張添來・壯頭董添來・皂役李廷柱・撥役劉秀峰」 ⑥ 保証書：「具保辜、尹光斗」 ：「具保辜、尹兆熊」 ：「具保状、牌頭尹有群・甲長尹德成」 ⑦ 訴状：「具状、民人尹有祥、年四十九歳、住興保里尹家庄」 ⑧ 和息の申し立て：「具稟、生員爾長濬・民人蘇廷用・鄧立山・尹開相係族長・尹漢周、住興保里爾家等庄」 ⑨ 和息の申し立て：「具稟、生員爾長濬・民人蘇廷用・立山・尹開相・尹漢周」 ⑩ 誓約書：「具甘結、尹有金」 ：「具甘結、尹光斗」</p>
<p>(b) 道光14年(1834)打更の実施 (卷88)</p>
<p>① 誓約書 ：「具甘結、鴨子庄牌頭李鐸・甲長劉起八、道沽[庄]牌頭白景義・甲長尹國鳳、南河[庄]牌頭李相右・甲長李朝名、汪曹[庄]牌頭汪士拳」 道光14年10月22日 ② 郷保の報告：「具稟、興保里郷保王支文」 道光14年10月22日 ③ 誓約書 ：「具甘結、郷保王永年、長亭庄牌頭劉書、胡蘆沽庄甲長李文明、梁家庄甲長吳明高、馬家庄甲長魏占鰲」 ? ④ 差役の復命書：「具稟、快頭于文亮・撥役□□」 道光14年10月 日 ⑤ 誓約書 ：「具甘結、上王各庄牌頭王玉恒、于各庄牌頭賈廷柱、口東[庄]牌頭敬漢一、小張各庄牌頭劉國選、大張各庄牌頭杜成福、尖庄牌頭白從龍、石各庄甲長陳宗、黃辛庄牌頭張文科、王家辛庄牌頭王兆甫、東李各庄甲長敬兆和・牌頭敬榮先・蘇旺・郭文義、牛家庄牌頭王福、小屯庄甲長靳志、張家庄牌頭邢万方、西李各庄甲長党志中・牌頭梁志中、胡各庄甲長李成德、閻王寺甲長王福・牌頭魏成鳳、西辛庄甲長馬七永・牌頭劉順与、東辛庄甲長朱瑞芝」 道光14年11月 4日 ⑥ 誓約書：「具甘結、陳家庵牌頭田守富・甲長李進祿」 道光14年11月 6日</p>

いない。しかし地方檔案の訴訟案件の構成や、一連の文書が作成される過程は、すでに夫馬進氏、M・A・アリー氏が考察している。^①『順天府檔案』から看取される案件の構成、文書の展開も、基本的にそれらと大きく異ならない。なお表5(a)は、夫馬氏、アリー氏があまり注意を払っていない調停の事例である。

また『順天府檔案』の行政業務の案件については、蒲地典子氏が郷保の交替と選出に関する案件を紹介している。^②蒲地氏の関心は、郷保の郷村社会における役割にあるが、案件の構成や一連の文書が作成される過程も窺うことができる。表5(b)では、蒲地氏が紹介した郷保の選出の事例とは異なる、打更の実施に関する案件を示しておいた。

以下では、従来の考察では十分に議論されていない檔案案件の史料面について、若干述べておきたいと思う。

第二に、案件に綴られているのは、前節で見た「稟」「呈」「状」など出来事の経緯に沿って作成された郷村と官府の文書である。檔案の案件が伝達する郷村の出来事は、官府と郷村の当事者によって作成された複数の文書の集積として表現される。即ち、檔案案件では、『地方志』の記述や中央機関への上奏などのように、出来事の経緯全体が特定の書き手によって対象化されてはいない。

こうした原史料から郷村の出来事を再構成する作業は、アリー氏、蒲地氏がすでに試みている。両氏は、案件を分断せずに扱うことによって出来事の経緯を把握するという手続きを実践的に提示している。^③凡そ、案件全体を取り扱うことは基本原則であろう。しかし現段階では、案件を扱う方法について、まだ合意を経たものがあるわけではない。例えば、訴訟案件はその性格上、当事者が故意に詐称したり、恣意性の強い文書を含むことが多い。^④そうした案件では、出来事の客観的な事実を的確に認定し難いという問題が指摘されている。作為や恣意を含む文書や案件を郷村研究において扱う場合、むしろ、どのような性格の事実を把握し得るのかといった観点が必要と考えられる。^⑤

第二に、一つの案件は、常に端緒や顛末を備えたものとは限らないことである。例えば、表5(a)は同族どうしの傷害事件で、原告の訴え(①)と被告の訴え(②)に始まり、関係者の訴え(③④⑦)、官府の指示に対する復命(⑤)、周囲の有力者の調停(⑧⑨)を経て、当事者の誓約書(⑩)で終結し、一連の推移を形成している。しかし(b)は、郷村の牌頭、甲長から提出された誓約書(①③⑤⑥)、郷保の報告(②)、官府の指示に対する復命(④)から構成されており、出来事の経緯に沿って順次作成されたというよりも、郷村から相次いで寄せられた文書の集積である。全体

の内容から判断すると、①の前に何か官府の通達があったものとも推測されるが文書は欠けている。

P・ホアン氏は、調査した訴訟案件一一八件について、判決を下されたもの四五件、調停で解決されたもの四五件、結末が不明であるもの二六件、却下されたもの二件と分類している。筆者が閲覧した範囲でも、郷保の就任について、当事者の誓約書のみが残されていたり、「准」（受理）の書き込みはあるが、訴状が二通だけで終わっているなど、一見すると最初が欠けていたり、中途半端な案件が認められた。

こうした案件は、破損や紛失したためとまず考えられるが、一概にそののみとも限らない。檔案の文書は、郷村と官府が接触することによって作成され残存する。官府が介入する必要がなく、また官府に差し出す必要がなければ、もともと文書は残存しない。『淡新檔案』の訴訟案件の考察によれば、開廷に至らず和解も成立していない「立ち消え」の案件は五〇%にのぼるが、それらは官側では「註銷」の処置で決着しており、訴えた当事者の側では、何らかの理由でそれ以上争う必要や意欲がなくなり放置されたのであろうと述べられている。先の表5(b)の場合も、もともと先行部分が必要なかったと理解すべきかもしれないのである。

檔案案件を取り扱う手続きは、今後具体的な考察のなかで示し

ていきたいと思う。

- ① 前掲夫馬論文、前掲 Allee 著 Chap. 3, 4, 5, 6.
- ② 前掲蒲地論文「清季華北の「郷保」の任免」「清末華北における郷保の蔽詐・勒索」。
- ③ 注①、注②参照。
- ④ 前掲滋賀論文「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見」四三頁参照。
- ⑤ 訴状に頻出する誇張や作爲は、出来事の客観的な事実ではないが、提訴者の主観や訴訟をめぐる戦略という側面の事実と考えることができる（夫馬進「訟師秘本『蕭曹遺筆』の出現」「史林」七七―九九四）。
- ⑥ 前掲 Huang 論文 Between Informal Mediation and Formal Adjudication, p. 256.
- ⑦ 郷保の交替と就任の案件は卷八七―卷九四。卷二〇四「具状、民人于常太、住尚節里 家鋪于家槽」「具状、民人于大貴、住尚節里于家槽庄」訴状のみの案件である。
- ⑧ 前掲滋賀論文「清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見」。

おわりに

發文、收受が郷村の側にある文書、またそれらの文書を含んだ案件は、州県の檔案を特色づけるものである。『順天府檔案』には、そうした郷村の檔案が多数残存していた。それら郷村と官府を仲介した文書、案件は、里、村レベルの出来事や、州県が郷村

に課した行政業務の内容と手続きを私たちに伝達するものである。

『順天府檔案』を含めて州県の檔案には、上奏や中央官府の檔案が、外交や政治史の諸事件、少数民族の統治、省レベルの經濟動向などについて情報を提供するとは異なった役割を期待できると考えられる。^①それらは、基本的に当該州県を範圍として、ミクロな郷村の日常的な様相を伝達することが可能であるという点で、家譜や契約文書など、郷村で作成された文書に通ずる側面を持つている。

しかし州県の檔案は、民間の契約文書や家譜ともまた区別される史料である。檔案案件の文書は、官府との接触、或いは官府の介入を受けるなかで順次作成されたものであり、郷村での出来事の詳細な記述を含むにしても、郷村のみで完結した史料ではない。契約文書や家譜、一部の郷鎮志が、行政機関の働きかけとは無関係に、まったく在地郷村の側で生み出されたのとは異なっている。^②

いずれにせよ『順天府檔案』は、二十世紀初頭に華北農村実態調査が行なわれる以前にあって、家族婚姻、債務契約、小作関係など郷村の基層レベルの出来事を記載した数少ない記録の一つである。また『順天府檔案』は、州県という制度化された「公」と、郷村の領域が交錯する様相を見せてくれる史料でもある。

① 上奏、中央機関の檔案の概略は、莊吉発『故宮檔案述略』国立故宮

博物院 一九八三 第二章・第四節「漢文奏摺的史料価値」前掲「中國第一歴史檔案館館藏檔案概述」第三章「第十三章」参照。

② 契約文書については、岸本美緒「明清契約文書」滋賀秀三編「中國法制史——基本資料の研究——」東大出版会 一九九三。

③ 森正夫「江南デルタの郷鎮志について——明後半期を中心に——」『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所 一九九六。

(名古屋大学大学院文学部研究科研究生)